

# 史跡筑後国府跡

## 整備基本計画【概要版】

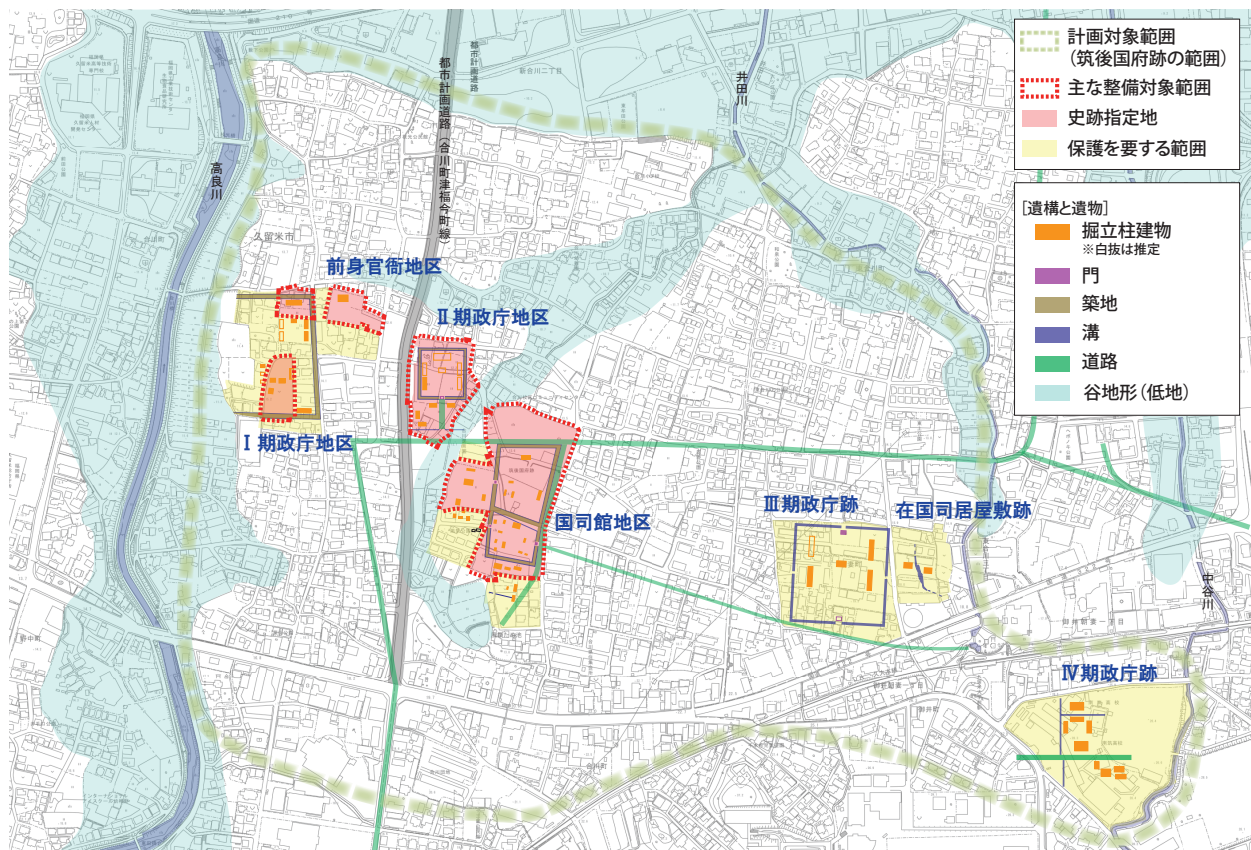
### 背景と目的

筑後国府跡は、古代の筑後国を治めた役所跡で、古代国家による地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡です。九州における交通の大動脈として機能した筑後川の左岸に立地し、筑後国の中心的地位を占めた筑後国府は、その後の久留米市発展の礎ともなっています。平成8年には、その歴史的・文化的価値を将来にわたって保存・継承することを目的として国史跡に指定されました。

この整備基本計画は、令和元年度に策定した『史跡筑後国府跡保存活用計画』に基づき、本史跡の適切な保存と継承に向けた保存のための整備、その本質的価値を現地で体感・共有する活用のための整備、周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備について、より具体的に示すことを目的とします。

### 計画の対象範囲

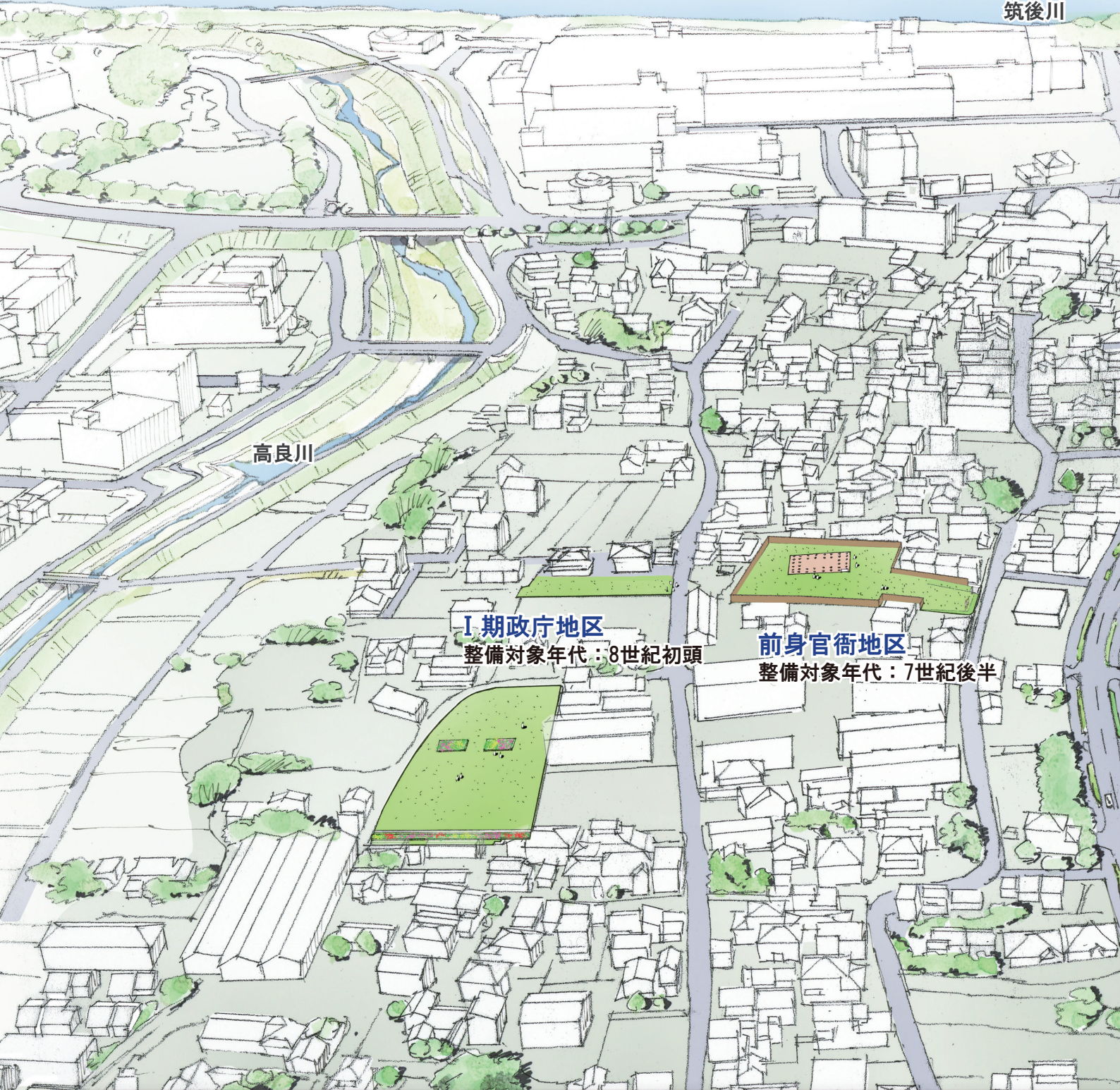
対象範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地としての筑後国府跡（横道遺跡・大鳥井遺跡を含む）の範囲とします。対象範囲のうち、史跡指定地と史跡指定地に隣接する市有地の一部を主な整備対象範囲とし、遺構保存、遺構表現、修景・植栽、動線、管理・便益施設などについて具体的な整備計画を示しています。



計画の対象範囲

### 計画期間

本計画は令和8年度からの概ね10年間を実施期間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 整備の基本理念

- (1) 筑後国府跡の調査・研究を通して歴史的事実を明らかにし、久留米の原点である筑後国府跡を学び体感し、歴史環境を未来に向けて保存・継承する場としての整備を目指す。
- (2) 地域との協働によって、久留米の歴史に誇りを持てる文化的で魅力あるまちづくりの拠点としての整備を目指す。
- (3) 史跡地周辺に広がる歴史遺産との一体的な活用を図る整備を目指す。

### 【キャッチフレーズ】

「久留米の原点 筑後国府跡を 学び、活かし、未来へつなぐ」



合川小学校

合川校区  
コミュニティセンター

II期政庁地区

整備対象年代：9世紀前半

国司館地区

整備対象年代：9世紀後半

史跡筑後国府跡の整備のイメージ

## 筑後国府跡の概要

筑後国府跡は、律令国家の確立期からその後の盛衰期まで、約 500 年間の地方政治状況の変遷を示す日本国内でも極めて稀な遺跡です。筑後国府の中核施設であった政庁は、わずか 1 km の範囲で三度移転しています。政庁が、500 年もの長い年月設置され続けた事実は、この地が筑後地域の都市形成、統治・行政機能を考える上で重要な拠点であったことを物語っています。

地区名	時期	調査結果概要
前身官衙	7 世紀中頃 ～ 7 世紀後半	663 年の白村江の戦いなど、朝鮮半島を巡り東アジアの社会情勢が不安定だった頃、大宰府を防衛するための施設として設置されました。
I 期政庁	7 世紀末頃 ～ 8 世紀中頃	筑後国が成立した 7 世紀末頃に造営されました。区画内の北東部では正殿・脇殿・前殿にあたる掘立柱建物群、中央南寄りでは倉庫群などが発見されました。
II 期政庁	8 世紀中頃 ～ 10 世紀中頃	政庁の規模は南北約 75m、東西 67.5m を測ります。西脇殿の調査では、8 世紀中頃から 10 世紀中頃にかけて建替えが行われたことや、瓦葺きの礎石建物となる時期があることも判明しています。
III 期政庁	10 世紀中頃 ～ 11 世紀後半	全国最大規模の政庁で、南北長 141m、東西長 137m を測ります。政庁北側に八脚門、東西中央部にも出入り口を設けています。
IV 期政庁	11 世紀後半 ～ 12 世紀後半	11 世紀後半から 12 世紀後半までの官衙的な建物が検出されるとともに、政庁・正倉・館と考えられるエリアが確認されています。
国司館	9 世紀後半	国司館は、国府の長官である国司の屋敷です。区画の内部からは多数の掘立柱建物や、硯、輸入陶磁器、国産陶器、墨書土器などの遺物が出土しました。『日本三代実録』に記された筑後守都朝臣御西の殺害の舞台と考えられます。
在国司居屋敷	11 世紀末 ～ 12 世紀後半	在国司居屋敷も国司の屋敷のことを指します。朝妻地区内の発掘調査では、邸宅部と庭園部を確認しました。庭園部では曲水の宴が興じられたと推察される礎石遺構を検出しています。また、イスラム陶器の出土は特筆されます。



前身官衙地区：中枢施設



I 期政庁地区：脇殿



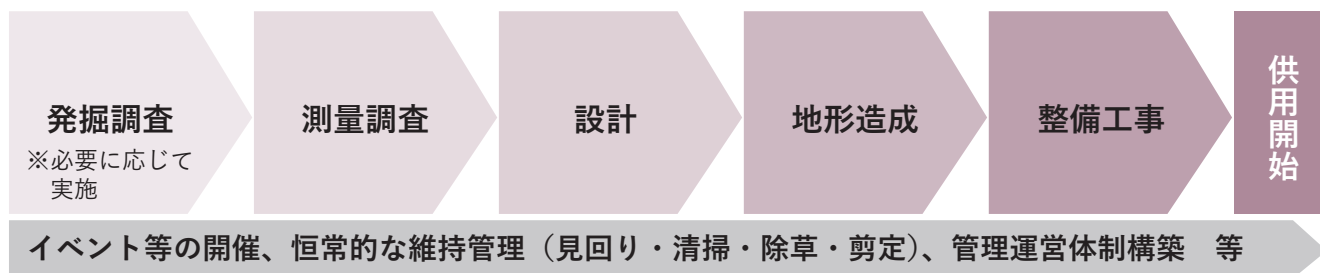
II 期政庁地区：築地基底部



国司館地区：築地

## 整備事業の流れ

今後の整備事業の流れは以下の通りです。事業の進捗に応じて順次供用開始を目指します。



【問合せ先】  
〒 830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3  
久留米市 市民文化部 文化財保護課  
TEL : 0942-30-9322 FAX : 0942-30-9714

※この印影は、天平 10 年 (738) の『筑後国正税帳』にみえる筑後国印です。